

当別町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、当別町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 9 条の規定に基づき、当別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 協議会の予算は、当別町、学校法人東日本学園、北洋交易株式会社及び医療法人社団とうべつ整形外科（以下「参加事業者」という。）の負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算の区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用については、当別町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規程により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、前条の事務を取り扱わせるため、協議会出納員を置く。

2 協議会出納員は、協議会の事務局長をもって充てる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、当別町の例により行うものとする。

2 協議会は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行なうものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の証人を得るにあたっては、要綱第10条の規定に定められた委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、当別町の例によるものとし、特に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に読み替えるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 運行事業費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費